

番号	
項目	<p>主旨 生理用ナプキンの無料配布事業から生活保護世帯を除外しないでください。</p> <p>城東区役所の女子トイレ個室に生理用ナプキン無料配布の案内ポスターが掲示されていますが、その対象から生活保護者は除外と明記されています。</p> <p>私たち城東生活と健康を守る会は、この文言は明らかに生活保護受給者への差別であり直ちに撤回・撤去を求めます。</p> <p>大阪市は市民が「人権が尊重されるまち」住んでよかったと誇りをもって語れる「国際人権都市大阪」をめざすと宣言しています。</p> <p>そして大阪市がめざす「人権尊重のまち」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大阪で住み、働き、集い、学ぶ、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、共に生きるまち ○差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち <p>と大阪市人権行政推進計画に記されています。</p> <p>今回の差別とどう整合するのか理解できません。</p> <p>よって、申し入れの主旨に基づき、直に差別ポスターを撤去し、企画職員の差別意識の解消と再発防止を求めます。</p> <p>尚、生理用ナプキンの無料配布事業は諸物価高騰の中、生活困窮者にとって大変有意義な事業だと思っています。</p>
	<p>(回答)</p> <p>市民局では、「大阪市女性のつながりサポート事業」(以下「本事業」という。)として、様々な困難・課題・悩みを抱える女性に対して、社会との絆やつながりの回復に向けた支援を行う目的で、SNS相談業務を行うとともに、アウトリーチ・ピアサポート・専門相談等を実施しています。</p> <p>その中で、生理用品の提供は、各種相談窓口につながるきっかけづくりを目的として、男女共同参画センターや区役所自立相談支援窓口等で、相談の機会を通じて、各種相談支援窓口を記載したリーフレットとあわせて、お一人1回提供しており、生理用品の無料配布を目的とした事業ではありません。こういった本事業趣旨から、生活保護受給者にかかわらず単に生理用品をとりに来られた方にはお渡ししていません。</p> <p>中でも、相談(提供)窓口の一つである、区役所自立相談支援窓口では、原則窓口で相談をお受けする過程で生理用品を必要とされる方にお渡ししています。また他にも、女性総合相談窓口である男女共同参画センター(クレオ大阪)等でも、お渡ししているところです。</p> <p>今般のポスターの表記につきましては、こういった本事業の趣旨や相談窓口での運用について市民局から各区自立相談支援窓口への説明が不十分であったことによるものと考えますことから、あらためて、全区役所窓口への説明を行いました。なお、城東区役所に掲示されていた当該ポスターは撤去済みです。</p>
担当	市民局 男女共同参画課 電話：06-6208-7656